



岐阜県少子化対策基本計画に基づく
平成20年度施策の実施状況報告

平成21年7月

岐 阜 県

< 目 次 >

1. はじめに -----	1 頁
2. 基本計画の施策体系 -----	1 頁
3. 平成20年度実施状況 -----	2 頁
(1) 子育てにやさしい社会づくり -----	2 頁
① 社会全体で子育て家庭を応援する雰囲気づくり	
② 子育てが楽しい社会づくり	
③ 結婚・出産や子育てに夢をもてる社会づくり	
④ 岐阜県の暮らしやすさ、子育てのしやすさの情報発信	
(2) 地域で支える子育て -----	6 頁
① 相談・情報提供機能の充実	
② 多様な子育て支援サービスの充実	
③ 子どもの居場所づくりの充実	
④ 障害のある子どもの保育・教育などの充実	
⑤ 妊婦や子どもの保健・医療体制整備	
⑥ 子どもの健やかな成長支援	
⑦ 経済的負担の軽減	
(3) とともに大事にする仕事と家庭 -----	17 頁
① 企業の子育て支援の取組の促進	
② 多様な働き方の実現に向けた取組の促進	
③ 女性の再就職支援	
④ 若者の自立支援	
参考資料 -----	24 頁
・実態がどう変わったか注視し施策の効果の検証につなげる 指標の近年の動向	

1. はじめに

県では、平成19年12月、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり」のための施策を総合的かつ計画的に進めるため、「岐阜県少子化対策基本計画」（以下、基本計画という。）を策定した。

基本計画は、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく次世代育成支援対策の実施に関する「都道府県行動計画」にも位置づけられており、同法同条第6項では、計画の措置の実施状況を年1回公表することとされている。

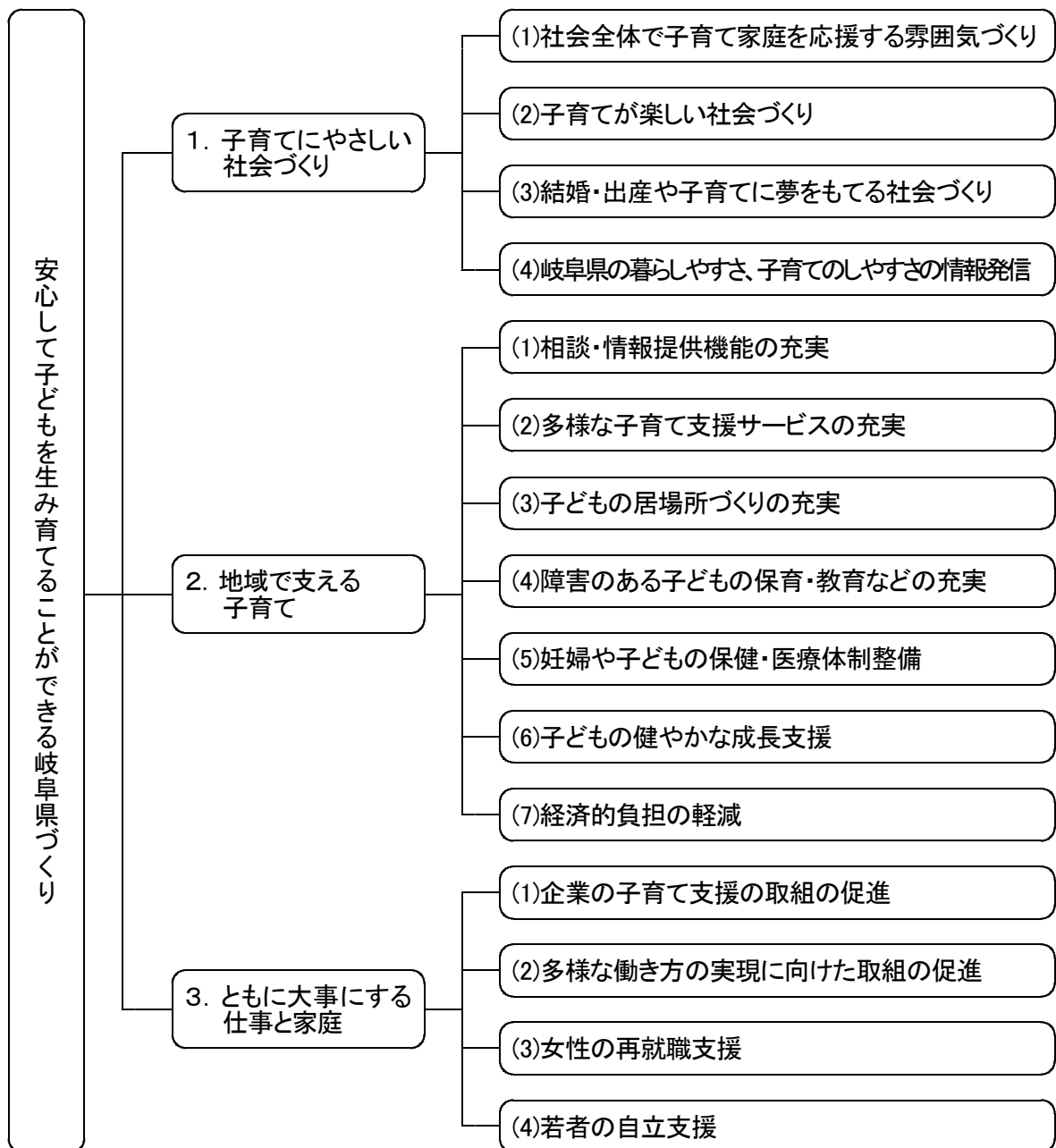
このため、基本計画に掲げた目標指標や施策の実施状況をとりとまとめ、報告するものである。

2. 基本計画の施策体系

【めざす姿】

【政策の3つの柱】

【基本施策】



3. 平成20年度施策の実施状況

(1) 子育てにやさしい社会づくり

<総合的な評価>

- ・子育て家庭応援キャンペーン事業の参加店舗数は、概ね計画どおり進捗している。また「ぎふっこカード」については、配布方法を変更し対象となる全世帯に交付することができた。
- ・妊婦・乳幼児連れ駐車場の整備は、特に民間企業への普及が課題となっている。

①社会全体で子育て家庭を応援する雰囲気づくり

<施策の概要>

- ・社会全体で子育て家庭を温かく見守る機運の醸成を図り、県民自らが子育て家庭を応援するよう、その意識や必要性を啓発するため、子育て家庭応援キャンペーン事業等を推進する。

<主な施策の実施状況>

- ・子育て家庭応援キャンペーン事業は、広報活動等各種取り組みを実施し、参加店舗はスタート時から大幅に増加した。カードの交付方法を申請方式から対象世帯への一律配布方式に変更して新カードを一律配布するとともに、あわせて妊娠中の方へも配布した。〔配布枚数：38万枚〕
- ・東海3県1市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）における広域連携利用を検討し、平成21年4月からの広域連携実施に向けて協議した。（21年4月から広域連携実施）
（※富山県とは平成19年8月から連携を実施済）



ぎふっこカード



はぐみん（東海3県「共通利用」マーク）

- ・少子化対策を進める上で必要な子どもを育てる家族のすばらしさや価値を県民の皆さまに再認識していただくため、内閣府と共同で「子育てを支える『家族・地域のきずな』フォーラム岐阜大会」を開催し、家族・地域のきずなの重要性を呼びかけた。
- ・「岐阜県少子化対策推進本部」（本部長：知事）の運営を通じて、県の少子化対策の企画立案・調整を行うとともに、県内各界各層の代表で構成する「ぎふ少子化対策県民連携会議」の運営を通じて、社会全体で少子化対策に取り組む機運を醸成する各種施策等を検討した。

〔会議開催の状況〕

岐阜県少子化対策推進本部：1回、ぎふ少子化対策県民連携会議：2回

<目標となる指標の達成状況>

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
子育て家庭応援キャンペーンに参加している店舗数	1,423	2,755	3,000	少子化対策課調べ
子育てに優しいと感じる人の割合	26.5%	39.4%	50.0%	県政モニターアンケート

○現状と課題

- ・参加店舗は概ね順調に拡大している。また「ぎふっこカード」の配布方法を変更したことで全対象世帯に配布できた。
- ・岐阜県が「子育てに優しい社会である」と感じる人の割合は、約40%と伸びてきてはいるもののまだまだ低い傾向にある。

○21年度以降の対応方針

- ・県民から参加の要望が高いコンビニエンスストア、郊外型大型商業施設など、子育て家庭の利用が多い企業・店舗に、子育て家庭応援キャンペーン事業への参加を積極的に働きかけるとともに、特典がより魅力的なものとなるよう、サービス内容の充実について参加店舗に呼びかけていく。
- ・岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業に関して、近隣県においても利用可能となるよう働きかけていく。

②子育てが楽しい社会づくり

<施策の概要>

- ・県公共施設の駐車場に妊婦さんや乳幼児のための駐車場（妊婦・乳幼児連れ駐車場）の設置を進めるとともに、市町村や民間の施設へも設置拡大を図る。
- ・公共施設に授乳・おむつ交換ができる設備の整備を進めるとともに、子どもの一時預かりサービスを実施している施設・店舗等の子育て家庭応援キャンペーン協賛事業所として、その取組みの情報を発信する。

<主な施策の実施状況>

- ・県公共施設の駐車場に、妊婦・乳幼児連れ駐車場を整備するとともに、市町村・民間施設への導入促進を図った。

〔妊婦・乳幼児連れ駐車場の設置状況〕

125施設 275台（H20年度末）

内訳	施設数	台数
県有施設	54施設	146台
市町村施設	45施設	87台
道の駅	16施設	25台
民間企業	10施設	17台



サークルKサンクス岐南店様の整備例

<目標となる指標の達成状況>

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
妊婦・乳幼児連れ駐車場を整備している施設数	20	125	700	少子化対策課調べ

○現状と課題

- ・妊婦・乳幼児連れ駐車場の整備は、特に民間企業における普及が進んでいないため、公共施設における整備を率先して行いながら、民間での取組みを促進し、社会全体として普及させていくことが必要である。

○21年度以降の対応方針

- ・県、国及び市町村の公共施設における妊婦・乳幼児連れ駐車場の整備を拡大していく。
- ・コンビニや病院等の民間企業に対しても、あらゆる機会をとらえて整備を働きかける。
- ・産前産後期等の家事・育児ヘルパーの派遣やショッピングセンター等での子どもの一時的預かりなどの新たな子育て支援サービスを民間企業、NPO等に委託して行う「ぎふ子育てサポート事業」を県内3箇所で開催し、子育て家庭の負担の軽減を図っていく。
- ・「岐阜県子育て支援施設等緊急整備事業費補助金」により、公共性・公益性が高く、多数の人が利用する病院、社会福祉施設、図書館、大学等への授乳室や子供用トイレなどの設置を支援することで、子育て家庭が子ども連れで外出しやすい環境の整備を図っていく。

③結婚・出産や子育てに夢をもてる社会づくり

<施策の概要>

- ・結婚・出産・子育てを迎える世代に対して、結婚し、家庭を持つことの意義、子育ての楽しさなどを啓発する。
- ・子ども、乳幼児とのふれあいなどにより、命の大切さ、乳幼児のかわいらしさや子育ての意義などを学ぶ機会の提供に努める。

<主な施策の実施状況>

- ・結婚を望む独身男女の出会いの場を提供する「セミナー&交流会」を実施した。
〔実施回数等〕5回、参加人数 271人
- ・地域の世話役として、独身男女の出会いの相談や仲介などの活動をボランティアで行う人（縁結びサポーター）を募集し、研修会、交流会を開催してその活動を支援した。

<目標となる指標の達成状況>

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
結婚・出産・子育てを明るく前向きに考えることができる人の割合	34.7%	37.1%	50.0%	県政モニターアンケート

○現状と課題

- ・県政モニターアンケート（H20）によると、私生活と仕事を共に充実していると感じる人の割合は高い（約68%）ものの、国立社会保障人口問題研究所「出産動向基本調査」（H17）によると、男性、女性ともに「自由や気楽さを失いたくない」ために「結婚しない」割合も高いという結果も見られることから、結婚・出産や子育てのすばらしさを発信していく必要がある。

○21年度以降の対応方針

- ・独身男女に異性とのコミュニケーション能力を向上させる等のセミナーを実施する事業や、市町村等と連携した出会いの場の提供への取組みやそうした取組みの広報を進めることなどにより、結婚・出産や子育てのすばらしさの発信に努める。

④岐阜県の暮らしやすさ、子育てのしやすさの情報発信

<施策の概要>

- ・岐阜県の優れた生活環境やインフラなどの情報を収集し発信することで、県外への人口流出を抑制し県内への転入の促進を図る。

<主な施策の実施状況>

- ・岐阜県の子育て支援ポータルサイト「子育て応援団」により、子育て支援サービスに係る総合的な情報を収集し、発信した。
- ・妊婦・乳幼児連れ駐車場の設置場所等の検索機能を持ったホームページを開設し、情報発信した。

<目標となる指標の達成状況>

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
岐阜県での子育てに満足している人の割合	62.2%	71.8%	70.0%	県政モニターアンケート

○現状と課題

- ・県政モニターアンケート（H20）によると、岐阜県での子育てに満足している人の割合は、目標の70%を超え高くなっている。
- ・平成20年度から地域振興課に「移住相談窓口」を開設し、移住等に関する相談などに対応しており、情報発信のためのホームページ「田舎暮らしぎふ」の開設や首都圏等で開催された移住関連イベントへのブース出展等のPRに取り組んでいる。
- ・さらに取組みを加速するため、県内の市町村と共に「岐阜県移住・定住推進会議」を設立しており、今後は、本会議を通じて市町村との連携を強化し、相談対応、広報PR、相談会の開催など移住・定住促進事業をさらに充実していく必要がある。

○21年度以降の対応方針

- ・交流居住や移住・定住関連の情報提供、相談、支援をワンストップで実施する体制を整備するため、地域振興課内に、専任で移住・定住事業にあたる「移住・定住対策監」及び「移住・定住担当」を設置した。
- ・首都圏などで開催されるフェアへの出展を増やすとともに、専門雑誌でのPR、体験バスツアーの実施、東京でのふるさと暮らしセミナーの開催など、PRを強化し、知名度を高める。
- ・県と市町村の連携組織である「岐阜県移住・定住推進会議」において、情報交換、共同事業、民間団体との連携などを実施する。

(2) 地域で支える子育て

<総合的な評価>

- ・保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズの増大に対応するため各種保育サービスへの支援を行っており、各指標ともに概ね順調に進捗しているものの、夜間保育など一部取組みが進んでいない事業が見られるため、地域ニーズを捉えた施策を展開するよう実施主体である市町村に積極的に働きかけていく必要がある。
- ・年度途中では年度当初を上回る保育所待機児童数が発生しているため、年間を通した待機児童対策への取組みを市町村に働きかけていく必要がある。
- ・また、待機児童対策として「子育て支援対策臨時特例基金（安心子ども基金）」を活用して市町村が行う保育所の創設、増築、増改築を支援することにより、入所定員の拡大、環境整備を図る。
- ・子育てマイスターについては、「子育てマイスターセミナー」の開催や県広報媒体をはじめとしたさまざまな広報手段の活用により事業の広報を積極的に行うとともに、市町村交流会の開催などにより子育てマイスターと各市町村とのマッチングを行い地域における子育て支援のニーズに対応していく。さらに企業内で従業員向けの子育て支援、相談業務に携わることのできる「企業内マイスター」の養成を図っていく。
- ・放課後児童クラブは、長時間の実施や高学年受入れに対するニーズが拡大しており、受入れ態勢の整備が必要であるため、「安心子ども基金」を活用したクラブの新規創設、改修等の支援を通じて入所定員の拡大やクラブの環境改善を図り、高学年児童の受入れ、待機児童対策、大規模化したクラブの適正人数への分割などを進めていく必要がある。
- ・また放課後子ども教室については進捗が伸び悩んでいるため、各市町村ごとに指導者やボランティア人材の発掘、登録を推進するよう働きかけていく。
- ・小児救急医療拠点病院が未整備である圏域は解消されていないため、小児救急医療の連携体制の構築を進めることにより小児救急医療拠点病院が設置できるよう調整を進める必要がある。

①相談・情報提供機能の充実

<施策の概要>

- ・身近な所で相談を受けたり、情報が得られる総合窓口や情報提供機能の充実を図るため、ぎふ子育て応援ステーションの充実や地域子育て応援ステーションの整備を促進する。

<主な施策の実施状況>

- ・県民（子育て中の保護者）の精神的負担を軽減し、育児不安や育児の孤立化を解消するために、ぎふ子育て応援ステーションにおいて子育てに関する相談への対応やポータルサイトによる子育て支援情報の収集・発信等を実施した。

〔相談件数〕 7,189件（H19：7,141件） 約599件/月

【内訳】 面接：5,417件(75%) 電話：1,644件(23%) メール等：128件(2%)

②多様な子育てサービスの充実

<施策の概要>

- ・低年齢児保育、短時間保育、一時保育及び病児・病後児保育について、利用者がより利用しやすくなるよう保育所の受け入れ体制の充実などを支援する。

- ・子育て家庭に出向いてのアドバイス、一時預かりサービスなど、子育て家庭に対して身近なところで提供できる子育て支援を充実するため、子育てマイスター制度などを推進する。
- ・保育所、幼稚園及びNPO等が行う子育てサロン、つどいの広場及びファミリーサポートセンターなど、地域全体で子育てを支える取組みを支援する。

＜主な施策の実施状況＞

- ・県民ニーズに沿った保育施策を実現するため、平成19年度に県内女性2,500人を対象にして行った「岐阜県低年齢児保育アンケート」において要望の多かった年度途中における低年齢児（0歳～2歳）受入体制を確保するため、年度当初から保育士を加配する保育所や、乳幼児の当日一時預かりを実施する保育所に対して補助を行う「低年齢児保育促進事業」を創設した。
- ・保育所における各種保育サービス充実のため、日頃保育所を利用していない家庭の保護者が病気などで保育が困難となった場合や、育児疲れなどの保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所において一時的に子どもを預かる「一時保育事業」、休日に保育を行う「休日保育事業」等の特別保育事業を実施する保育所に対し補助を実施した。

〔実績〕

- ・**新**低年齢児保育促進事業（年度途中受入促進事業）
28市町 130保育所 66,046千円
- ・**新**低年齢児保育促進事業（短時間保育促進事業）
9市町 16保育所 5,002千円
- ・一時・特定保育事業 29市町 120保育所 46,809千円
- ・休日保育事業 3市町 3保育所 1,608千円
- ・病児・病後児保育事業 8市町 8か所 24,684千円 等

- ・子育てに関する学習の機会及び各種子育て支援事業で活躍している人材のスキルアップの機会を提供し、人材の育成を図った。また、認定したマイスターの利活用を目的とした市町村担当者との交流会を実施した。

〔実績〕 子育てマイスター認定者・・・276名（累計認定者：581名）
市町村交流会（5圏域で開催、延べ参加者：165名）



子育てマイスターの活動状況（子育て支援拠点にて）

- ・子育て親子が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、アドバイスを行う地域子育て支援拠点施設へ支援を行った。

〔実績〕

- ・地域子育て支援拠点事業 38市町村 90か所 271,452千円
【内訳】 ひろば型19か所、センター型71か所

- ・岐阜県の将来を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりを促進することを目的として、地域における子育て支援団体等の活動を支援するための「ぎふ子育て支援助成基金」を造成するため「岐阜県子育て支援事業費補助金」を岐阜県社会福祉協議会に交付した。

〔実績〕 交付金額：100,000千円

<目標となる指標の達成状況>

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
保育所待機児童数 (10月1日現在)	57人	72人	0人	厚生労働省「保育所入所待機児童数調査」
低年齢(0~2歳)の 保育所利用割合	12.2%	13.0%	18.0%	厚生労働省「福祉行政報告例」 総務省「国勢調査」
延長保育を実施している 保育所数	176箇所	196箇所	300箇所	子ども家庭課「保育所職員・ 入所児童数等保育所の現況」
休日保育を実施している 市町村数	3市	6市町	15市町村	子ども家庭課「保育所職員・ 入所児童数等保育所の現況」
一時保育を実施している 保育所数	154箇所	178箇所	192箇所	子ども家庭課「保育所職員・ 入所児童数等保育所の現況」
夜間保育を実施している 市町村数	0市町村	0市町村	2市町村	子ども家庭課「保育所職員・ 入所児童数等保育所の現況」
ショートステイを実施 している市町村数	14市町	22市町	20市町村	子ども家庭課調べ
トワイライトステイを 実施している市町村数	9市町	13市町	14市町村	子ども家庭課調べ
病児・病後児保育を 実施している市町村数	11市町	13市町	25市町村	子ども家庭課「保育所職員・ 入所児童数等保育所の現況」
子育てマイスター登録者数	286人	581人	1,000人	少子化対策課調べ
ファミリーサポートセンターを 実施している市町村数	24市町	25市町	30市町村	少子化対策課調べ
地域子育て拠点施設の 設置数	121箇所	149箇所	150箇所	子ども家庭課「保育所職員・ 入所児童数等保育所の現況」

○現状と課題

- ・保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズの増大に対応するため、各種保育サービスへの支援を行っている。各指標とも概ね順調に拡大しているものの、一部で取組みが進んでいない事業がある。
- ・待機児童対策として、次世代育成支援対策施設整備交付金等の活用により、施設の創設、増改築を計画的に推進した結果、年度当初の待機児童数は、全国的に見ても低い水準（平成18年4月1日：18人、平成19年4月1日：12人、平成20年4月1日：3人、平成21年4月1日：3人）を維持しているが、年度途中（10月1日現在）は、年度当初を上回る待機児童が発生しているため、年間を通じた待機児童対策の取組みが必要である。
- ・待機児童の多くは、年度途中に入所する3歳未満児である。年度途中に待機児童が増加する要因としては、年度途中に保育士の確保が困難なことがあるため、保育士の加配等を推進し、年度途中でも入所しやすい環境を整える必要がある。
- ・待機児童を抱える市町村では、定員増や新設等により対応している。
 - ※瑞穂市 H21年4月 35名定員増 H20年4月 50名定員増
 - ※可見市 H21年4月 60名新設 H20年4月 20名新設
- ・保育所のハード整備を推進するとともに、保育の質を高めるため、保育所に勤務する職員（保育士）に対し、その職務の遂行に必要な知識及び技術の向上を図る機会を提供する必要がある。
- ・延長保育（11時間を超え保育）の実施箇所数については、目標に達していないものの、長時間保育（8時間を超え11時間まで）の実施箇所、実施割合は、平成21年4月1日時点で376箇所、全保育所の約87%（376箇所／433箇所）となって

いる。

- ・市町村が、国の補助対象事業として夜間保育を実施するためには、昼間の保育室とは別に施設整備、保育士確保を行った上で、届出又は認可を受ける必要性があることから、実施に際して大きな負担が生じる。夜間の保育ニーズに対して、各市町村は延長保育、長時間保育で対応している。
- ・ショートステイ、トワイライトステイについては、順調に推移している。
- ・子育てマイスター認定者数は順調に推移しているが、地域によって認定者数にばらつきがみられる。(西濃、東濃、飛騨が少ない)
(計581名 岐阜・・・166 西濃・・・65 中濃・・・197 東濃・・・82 飛騨・・・71)
- ・地域子育て支援拠点は、順調に推移している。
(計149か所 岐阜・・・30 西濃・・・42 中濃・・・38 東濃・・・20 飛騨・・・19)

○2 1年度以降の対応方針

- ・多様化する保育サービスに的確に対応するため、引き続き必要な財政支援を行うとともに、地域ニーズを捉えた施策を展開するよう実施主体である市町村に積極的に働きかけていく。
- ・待機児童対策として、平成20年度に造成した「安心こども基金」を活用して市町村が行う保育所の創設、増築、増改築を支援することにより、入所定員の拡大、環境整備を図る。
- ・保育の質を高めるため「安心こども基金」を活用して県の主催する保育士研修の更なる充実を図るとともに、市町村の主催する保育士の質を高める研修に対する財政的支援を行う。
- ・低年齢児（0歳児～2歳児）の年度途中受入のために保育士を加配した保育所に補助する低年齢児保育促進事業（県単独事業）の実施を市町村に呼びかけて保育士の加配を進め、希望する時期に低年齢児が保育所に入所出来る体制づくりを進める。
- ・県内全中学校区に1箇所以上の地域子育て支援拠点施設が設置されるよう、引き続き財政支援や補助制度の助言を行うとともに、市町村や子育てサークルに対して立ち上げのノウハウを提供する事業等を通じて、設置促進を働きかけていく。
- ・病児・病後児保育推進のための研究会を設置して設置促進を図る。
- ・延長保育の実施については、国交付金を活用した事業実施を市町村等へ働きかけていく。
- ・夜間保育に対する保護者のニーズへの対応については、夜間保育でなくとも延長保育を夜8時や9時以降も実施することでニーズに応えることが可能なため、国交付金を活用した事業実施を市町村等へ働きかけていく。
- ・子育てマイスターセミナーの開催や県広報媒体をはじめとしたさまざまな広報手段の活用により事業の広報を積極的に行う。また、市町村交流会を開催し、子育てマイスターと各市町村とのマッチングを行い、地域における子育て支援のニーズに対応していく。さらに、企業内で従業員向けの子育て支援・相談業務に携わることのできる「企業内マイスター」の養成を目的としたセミナーを実施する。
- ・岐阜県社会福祉協議会に造成した「ぎふ子育て支援助成基金」により、子育てサークル、NPO等が行う地域における子育て支援活動を支援する。(平成21～23年度)
- ・「安心こども基金」を活用した「地域子育て創生事業」により、市町村の創意工夫により実施される子育て支援活動等に対する助成や子育てに関わる人材育成等を行う。

③子どもの居場所づくりの充実

<施策の概要>

- ・子どもが、放課後などに安心して過ごせる居場所を確保するために、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの設置を支援する。
- ・子どもを事故や犯罪などから守る活動を通じて、安全・安心な地域づくりを推進する。

<主な施策の実施状況>

- ・小学校に就学している児童の放課後の生活の場を確保し、児童の安全確保や、健全育成を図るため、放課後児童クラブへの支援を行った。

[補助実績]

・施設創設	1市	2クラブ	16,666千円
・改修・備品購入	2市	3クラブ	2,935千円
・放課後児童クラブ事業費補助金	32市町	195クラブ	224,549千円
・ミニ児童クラブサポート事業費補助金	21市町	41クラブ	11,945千円

- ・児童館において、活動の安定、充実、児童の健全育成を推進するため、創設及び事業への支援を行った。

[補助実績]

・大規模修繕（国庫）	1町	1児童館	10,025千円
・民間児童館活動事業費等補助金	14市町	41か所	53,785千円
・児童ふれあい交流促進事業費補助金	6市町	6事業	1,827千円

- ・市町村で実施される放課後子ども教室、放課後児童クラブの充実を図るため、指導員等の関係者への研修を行う等市町村を支援した。また、放課後子どもプラン推進委員会を開催し、子ども教室と児童クラブ相互の連携等のあり方について検討した。
- ・県営公園を子どもの居場所として活用することを目的として、年間を通じて県営公園の周知を図るとともに、子ども向けの催事等を実施した。
- ・平成20年4月1日に施行した「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた具体的な施策を、総合的かつ計画的に推進していくための行動計画を策定した。
- ・上記条例に基づき、子どもの安全確保を図るための具体的な方策として、「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」及び「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」を策定し、学校関係者等への周知を図った。
- ・自主的・自発的な地域防犯活動に対する支援として、新たに、防犯設備・機器の専門家や防犯活動の実践者を「安全・安心まちづくりアドバイザー」として派遣した。

[派遣実績]（平成20年度末現在）8件

- ・県民が地域防犯活動に取り組む契機となるよう、これまでの優良な活動事例を「安全・安心まちづくり活動事例集」としてとりまとめ、公民館など県民の目が届きやすい箇所に配備した。

[作成部数] 500冊（A4版、140頁）

- ・防犯ボランティア活動支援、防犯設備士の養成、駐輪場対策（自転車盗防止）等を実施し、「子どもの安全」に資する犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進した。

[事業実績]

防犯ボランティア活動支援（活動用物品支援（15団体）、傷害保険加入（1,306人））、防犯設備士の養成（3人）、「犯罪に強い駐輪場環境づくりセミナー」開催（駐輪場管理者等60人参加）、自転車盗防止に係る広報啓発看板の設置及び啓発チラシの作成配布

- ・幼児等連れ去り事案未然防止教育班（たんぽぽ班）を県内の小学校、幼稚園等に派遣し、児童・幼児に対する防犯教育を行った。

[たんぽぽ班訪問実績]

273施設（小学校104、幼稚園45、保育園121、その他3（イベント参加））

- ・退職警察官等を活用したスクールサポーターを配置し、巡回活動、相談活動、防犯講話など、学校、自治体、地域住民等と連携した活動により児童・生徒の安全の推進を図った。

[スクールサポーター配置人数] 5人（5警察署）

[活動実績]

訪問活動2,508回（小学校1,214回、中学校514回、高等学校141回、たまり場215回など）、安全点検1,035回、防犯講話102回、安全マップ作成4件、管理者対策364回、立ち直り支援2件など

<目標となる指標の達成状況>

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
放課後児童クラブの設置数	281箇所	300箇所	全小学校区 (391箇所)	厚生労働省「放課後児童クラブの実施状況調査」
放課後児童クラブで小学校4～6年生を受け入れている市町村数	18市町	25市町	30市町村	厚生労働省「放課後児童クラブの実施状況調査」
放課後児童クラブを午後6時を超えて開設している市町村数	18市町	18市町	30市町村	厚生労働省「放課後児童クラブの実施状況調査」
放課後児童クラブへ登録できなかった児童数	81人	120人	0人	厚生労働省「放課後児童クラブの実施状況調査」
放課後子ども教室の設置数	88教室	140教室	200教室	放課後子どもプラン推進事業費補助金実績報告書。ただし岐阜市分はヒアリング。
児童館・児童センターの設置数	85箇所	89箇所	90箇所	子ども家庭課「保育所職員・入所児童数等保育所の現況」

○現状と課題

- ・放課後児童クラブの設置数については、目標値には達していないものの、順調に増加している。
- ・受入児童数も年々増加しており、待機児童を抱える市町においては、クラブの分割や新規設置により対応している。
 - ※平成21年5月1日現在の待機児童数：87人
 - ・岐阜市 31人（H20：36人）
 - ・可児市 5人（H20：23人）
 - ・川辺町 3人（H20：21人）
- ・放課後児童クラブは、長時間保育や高学年の受入に対するニーズが拡大しており、受入体制の整備が必要である。
- ・71人以上の大規模な放課後児童クラブに対しては、実施に適正な規模（20人～35人）に分割を進める必要がある。
- ・放課後子ども教室については、達成率が70%であり伸び悩んでいる状況。主な理由として、指導員やコーディネーターの人材確保や実施場所の確保、下校時の安全対策等の面で課題がある。
- ・児童館、児童センターの設置数は、順調に推移している。

○21年度以降の対応方針

- ・放課後児童クラブへの障がい児の受入を促進するため、平成21年度から障がい児受入に係る補助単価の算定に「件数比例方式」を導入し、障がい児の受入人数に応じて補助を行うこととした。
- ・長時間保育を実施する放課後児童クラブを拡大するため、平成20年度から延長保育時間に比例して補助する「比例方式」へと制度改正を行った。
- ・国の財政支援を受けられない小規模な小学校区のクラブ（10人未満）や、夏休み等のみの季節児童クラブを支援するための県単独補助事業を新設する。
- ・平成20年度に造成した「安心こども基金」を活用し、小学校等の空き教室を利用したクラブの新規創設、改修を支援し、入所定員の拡大、クラブの環境改善を図ることにより、高学年児童の受入れ、待機児童対策、大規模化したクラブの適正人数への分割を促進する。
- ・岐阜県放課後子どもプラン推進委員会で、安全面や場所の確保などの課題に向けた対応策を中心に検討を進め、その検討内容や県内外の優良事例を中心にした情報提供を行うとともに、関係者に対する研修及び啓発を引き続き実施し、市町村の放課後子どもプラン実施の支援を行う。
- ・放課後子ども教室については、各市町村ごとに指導者やボランティア人材の発掘や登録を推進するよう働きかけていく。

④障がいのある子どもの保育・教育などの充実

<施策の概要>

- ・障がいのある子の療育支援として、障がいのある子を受け入れる保育所への支援を推進する。
- ・「子どもかがやきプラン」に基づき、特別支援学校が地域毎に適正に配置されるよう整備を進めるとともに、長時間通学の児童生徒の負担軽減を図るために、スクールバスの配置を推進する。
- ・小中学校の障がいのある児童生徒を支援するため、適応支援の非常勤講師の配置を推進する。

<主な施策の実施状況>

- ・障がい児保育に係る経費については、平成19年度より国庫補助金が廃止となり市町村に一般財源化された。県では一般財源化に伴い障がい児保育が後退しないよう、平成20年度に県内市町村に対し、障がい児保育の実施状況調査を県独自に行うとともに、障がい児保育の推進について働きかけを行った。
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、保育所等の要請に応じて相談支援や研修支援を行った。
- ・「子どもかがやきプラン（平成18年3月策定）」に基づき、特別支援学校14校を20校にする予定であるが、新設6校の予定中、平成21年4月には揖斐特別支援学校及び飛騨特別支援学校下呂分校（飛騨南部地域特別支援学校の前倒し暫定開校）を開校した。
- ・郡上特別支援学校が手狭になったため、平成21年4月高等部を八幡町那比に移転開設した。
- ・スクールバスについては、平成21年4月現在31台（20年比：+4台）を運行している。
- ・県内小中学校に非常勤講師47人（小学校33人、中学校14人）を配置し、障がいがありながら通常学級で生活する児童生徒の支援を行った。

<目標となる指標の達成状況>

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
障がい児保育を実施している保育所数	257箇所	260箇所	370箇所	子ども家庭課「保育所職員・入所児童数等保育所の現況」

○現状と課題

- ・平成19年度から障がい児保育施策の財源が市町村に一般財源化されたため、市町村によって取組みに差が見られるものの、国の補助金制度廃止後も障がい児保育を取りやめた保育所はない。
- ・平成21年4月1日現在で「障がい児の受入を行っている保育所」は、県内保育所433箇所中260箇所ですべての約60%であるが、「障がい児の受入が可能な保育所」は、433箇所中413箇所ですべての約95%であり、ほぼ全ての保育所で障がい児の受入が可能な状況である。
- ・障がい児に対する支援を適切に行うため、保育者の資質向上は今後も引き続き必要な施策である。

○21年度以降の対応方針

- ・今後も県内保育所での障がい児保育の実施状況を把握し、県内いずれの保育所でも障がい児保育が実施できるよう、また障がい児保育が後退しないよう引き続き市町村に働きかけていく。
- ・県が毎年実施する保育士研修における障がい児保育のカリキュラムの内容を更に充実し、保育士の資質向上を図る。

⑤妊婦や子どもの保健・医療体制整備

<施策の概要>

- ・安心なお産や子どもの医療体制の充実を図るために、「総合周産期母子医療センター」や今後認定していく「地域周産期母子医療センター」を中心に、各産科医療機関との連携による周産期医療体制の整備や小児救急医療拠点病院の整備などを推進する。
- ・病気・障害の早期発見や出産前後の母親の健康管理など母子保健対策を推進する。
- ・不妊に悩む人の支援として、高額な不妊治療費に対する助成や不妊に関する相談事業を推進する。

<主な施策の実施状況>

- ・県内の高度な周産期医療を提供する三次周産期医療機関（7病院）において、妊婦や新生児の救急搬送依頼に対して24時間対応できるよう院内体制の整備、周産期医療情報システムの活用の促進、地域周産期医療機関との連携を行った。
- ・周産期医療関係者の資質向上を図るため、新生児蘇生法に関する講習会を開催し、72名が受講した。
- ・母と子の健康サポート事業により病気や障害等により支援を必要とする乳児又はその養育者456件について早期支援を行うため22医療機関と保健所が連携した。また、新生児の聴覚障害を早期発見・療育を図るため11,668人の新生児が聴覚検査を受検し、16市町村が検査費助成事業に取り組んだ。
- ・広域（複数の二次医療圏単位）で小児の重症救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救急医療拠点病院に対する運営費を助成した。

〔実績〕

- ・ 県総合医療センター(岐阜圏域の一部、中濃圏域)24,203千円 (病院事業会計)
- ・ 大垣市民病院 (西濃、岐阜圏域の一部) 48,407千円
- ・ 県総合医療センターにおいて、休日・夜間における保護者からの小児の急病等の相談に応ずる小児救急電話相談事業を実施した。〔相談件数〕 4,488件
- ・ 地域の内科医等を対象とした小児初期救急医療に対する研修会を実施した。
〔参加医師数〕 61人
- ・ 県及び圏域ごとに小児救急医療協議会を開催し、地域の実情に即した小児救急医療体制の整備について検討を行った。

＜目標となる指標の達成状況＞

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
周産期死亡率 (出産1,000対)	5.4人 (H18)	5.0人	4.7人	岐阜県「人口動態統計月報年計(概数)の概況」(確定値)
小児救急医療拠点病院の整備又は小児輪番制の実施による第二次救急医療が確保されていない圏域	2圏域	2圏域	0圏域	岐阜県「保健医療計画」

○現状と課題

- ・ 産科医療機関が分娩取扱休止や集約化等で減少する中で、分娩を扱う診療所と三次周産期医療機関の連携と、三次周産期医療機関におけるリスクの高い妊婦や新生児の受入体制の充実が必要である。
- ・ 低出生体重児(2500g未満)の出生割合は増加傾向である。(平成19年度9.1%)
- ・ 母と子の健康サポート事業に協力する医療機関数は増加している。新生児聴覚検査にかかる検査費助成事業に取り組む市町村が16市町村と低調である。
- ・ 小児の重症救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院を整備するためには、病院自体の体制整備と同時に、小児科等医師(開業医)の協力のもと地域の一次救急体制を再構築(小児救急医療資源の集約化・重点化)する必要がある。

○21年度以降の対応方針

- ・ 周産期医療従事者に対する講習会を強化し、出生児の救命と重篤な障がいの回避を目的とした新生児蘇生法の技術の普及を図る。
- ・ 地域で唯一の分娩機関において、妊婦が安心して出産ができるよう産科医療機関確保事業に必要な経費について財政的支援を行う。
- ・ 新生児聴覚検査事業にかかる検査費助成事業に取り組む市町村の拡大を図る。
- ・ 小児救急医療拠点病院が未整備である東濃、飛騨の2圏域においても、地域の開業医の理解及び協力のもと小児救急医療の連携体制の構築を進め、平成22年度には小児救急医療拠点病院を設置できるよう調整を進める。

⑥子どもの健やかな成長支援

＜施策の概要＞

- ・ いじめ、問題行動の未然防止と早期対応を目的として、「子どもを地域で守り育てる県民運動」を推進するとともに、臨床心理士等からなるスクールカウンセラーを全中学校への配置やいじめによる自殺の未然防止等のため24時間体制で対応する電話窓口の設置などを図る。

- ・悩みを持つ子どもの相談や被害に遭った子どもの立ち直り支援として、里親への委託を推進するとともに、専門的な研修を受けた専門里親の養成による里親の資質向上や養子縁組を前提としない養育里親の登録者数の増加など、里親制度の充実を図る。
- ・生活習慣の基礎ができる子どもに重点をおいた食育を推進するため、保育所や教育機関など集団生活の場における食の学習に関する機会や、食農体験の機会の提供などを図る。

<主な施策の実施状況>

- ・県内6地域で、青少年の健全育成を目的に設置されている「小中高生徒指導連携強化委員会」の場に、学校、行政、PTA関係者に加え、スポーツ少年団指導者、青少年全育成関係者など多くの地域の皆さんにも参加いただき、「すべての大人でいじめをなくす」をテーマに『子どもを地域で守り育てる県民運動』を展開した。
 - 〔開催実績〕
 - ・子どもを地域で守り育てる県民運動推進会議:県内6地域、計20回開催
 - ・参加者数:延べ約1,200人
- ・不登校やいじめ等の問題行動に対応するため、臨床心理士等からなるスクールカウンセラーを中学校に配置し、学校の教育相談体制の充実、教員の教育相談に関する資質向上のための指導・助言、生徒・保護者へのカウンセリングなどを実施した。
- ・平成20年度からは、新たに小学校にもスクールカウンセラーを配置した。
 - 〔相談員の配置〕
 - ・配置校数 全中学校 191校 小学校 20校
 - ・勤務時間 スクールカウンセラー 週1日・4時間 年間35週(小中学校)
スクール相談員 週2日・4時間 年間32週(中学校)
- ・いじめ電話相談に24時間体制に対応するため、夜間・休日・祝日の電話相談業務にあたる相談員として、児童生徒や保護者などの悩みを聴くことに精通した「いじめ相談24電話相談員」を配置し、相談者の気持ちを受け止めて自殺等を未然に防止することに努めるとともに、悩み等の解決を図った。
 - 〔相談回数〕1,661回 うち夜間・休・祝日 753回
うち本人から 1,177回
- ・里親制度についての周知活動等による新規登録里親の開拓や、里親委託に向けての積極的な取り組みにより、登録里親数に占める児童委託里親の割合が増加した。
 - H20年度末:登録里親数118人、児童委託里親数33人
- ・「岐阜県食育推進基本計画」に基づき、生活習慣の基礎ができる時期の子どもへ健全な食生活の定着を図り、独自の健康づくり運動の展開を推進した

<目標となる指標の達成状況>

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
専門里親数	5人	6人	10人	子ども家庭課調べ
登録里親数に占める児童委託里親の割合	18.8%	28.0%	30.0%	子ども家庭課調べ
子どもの朝食欠食割合 (3歳児)	8.0% (H18)	4.2%	0%	平成20年度岐阜県3歳児朝食摂食状況調査
子どもの朝食欠食割合 (小学生)	4.1% (H18)	3.1%	0%	平成20年度岐阜県の学校給食実態調査
子どもの朝食欠食割合 (中学生)	8.4% (H18)	6.8%	0%	平成20年度岐阜県の学校給食実態調査

※専門里親とは、2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親として認定を受けた者。

○現状と課題

- ・一定の資格要件を満たす候補者に対する積極的な働きかけにより専門里親数が徐々に増加しているが、目標値を達成するためには計画的な養成が必要である。
- ・「子どもの朝食欠食割合（小・中学生）」は1週間に1回でも朝食を摂らなかった児童の割合であるが、平成19年度以降、3歳児、小学生、中学生ともに減少している。朝食を食べない習慣になっている児童生徒（4日以上欠食者）は極めて少ないがその割合に変化がない。このため、朝食欠食率0%を達成するためには、朝食を毎回準備したり生活習慣を改善したりする取り組みや個別指導などを推進し、保護者への普及啓発を引き続き行っていくなど、家庭への「食に関する指導」の充実を図る必要がある。

○21年度以降の対応方針

- ・専門的な研修の受講や3年以上の受託歴など、一定の資格要件を満たす必要がある専門里親を計画的に養成することにより、里親全体の資質向上に努めていく。
- ・子どもの望ましい生活習慣の確立を進めるとともに、高校生、若い世代の保護者等への食育機会の提供をはかり、県民運動として食育を展開していく。
- ・学校における食育推進の体制を整え「食に関する指導」の充実を図るとともに、児童生徒の生活習慣の改善に向けた取り組みや個別指導などを行う。また、保護者対象に、朝食を摂ることを含めた食事の重要性を啓発するとともに、食に関する情報提供に努める。

⑦経済的負担の軽減

<施策の概要>

- ・児童手当、乳幼児医療費への助成、奨学金の貸与、岐阜県住宅資金助成制度の利子補給など、子育てのための経済的負担の軽減に繋がる施策を推進する。

<主な施策の実施状況>

- ・児童を養育している保護者に対し、家庭における生活の安定と児童の健全育成のため、児童手当を支給した。
〔県負担金〕 4,472,700千円
- ・多子世帯の子どもが就学にかかる経済的負担の軽減を図るため、成績や所得要件を問わず、第3子以降の者を対象に「子育て支援奨学金」を貸与した。なお、希望者には一時金として入学支度金を合わせて貸与した。
〔奨学金の実績〕
 - ・公立高等学校・高等専門学校 : 214人、50,838千円
 - ・私立高等学校等（専修学校の高等課程含む）: 160人、61,440千円
- ・18歳未満の子どもが2人以上いる世帯が住宅を新築、購入する際に、岐阜県住宅資金助成制度において「こそだてゆうゆう住宅」として、住宅ローンの利子を補給した。
〔平成20年度新規交付決定〕 55件
- ・県営住宅への子育て世帯の優先入居を実施した。
〔平成20年度実績〕 29件

(3) ともに大事にする仕事と家庭

<総合的な評価>

- ・子育て支援企業登録制度への登録企業数は順調に伸びているが、次世代育成対策推進法の改正に伴い、平成23年4月1日以降101人以上300人以下の企業も一般事業主行動計画の届出、公表、従業員への周知が義務づけられることから、企業に対して計画策定、登録を働きかけていく必要がある。
- ・「早く家庭に帰る日（8の日）」については、経済団体等を通じて民間企業への普及拡大を進めていく必要がある。
- ・女性の育児休業取得率は上昇したが、一方で年次有給休暇消化率や男性の育児休業取得率など、昨今の経済社会情勢を反映して基準値を下回り状況が悪化している指標も見られることから、引き続き、企業の子育て支援や仕事と生活の調和の実現に向けた取組みが促進されるよう積極的に働きかけていく必要がある。

①企業の子育て支援の取組の促進

<施策の概要>

- ・子育て支援に取り組む企業数の拡大のために、子育て支援企業登録制度の促進を図るとともに、次世代育成支援対策推進法において一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている企業に対しても、計画が策定されるよう啓発を図る。

<主な施策の実施状況>

- ・企業の子育て支援に関する取組みを促進し、仕事と子育て（家庭）の両立を推進することを目的に、岐阜県子育て支援企業登録制度の普及を図った。登録企業数は、平成20年度末で1,133企業となった。
- ・登録した企業に対する主な支援は次のとおり。
 - ①登録企業を「中小企業制度融資貸付金」の経営合理化資金（子育て支援枠）の利用対象とした。
〔実績〕33件 1,058,000千円
 - ②男女がともに仕事と子育て（家庭）を両立させ、働きやすい職場環境整備を図るため、「両立支援推進企業サポート事業費交付金」の利用対象とした。
〔実績〕2件（男性の育児休業取得）
 - ③「岐阜県仕事と家庭の両立支援アドバイザー」による両立支援についての研修会を開催するとともに、仕事と家庭の両立支援のために必要な雇用環境整備等へのアドバイスを求める企業にアドバイザーを派遣した。
〔実績〕研修会 県内5圏域で開催 参加者延べ人数36人
派遣業務 延べ7回
- ・次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む中小企業数は306企業となった。
- ・平成20年10月15日に、(社)岐阜県経済同友会と県、県教育委員会が「企業における家庭教育・子育て支援等の推進に関する協定」を締結し、三者が連携、協力して以下の7項目を実施していくこととした。
 - ①企業内での家庭教育研修の開催
 - ②働く親の姿を見学する「子ども参観日」の開催
 - ③「早く家庭に帰る日（8の日）の実施」
 - ④「岐阜県子育て支援企業」への登録
 - ⑤地域教育力の向上

⑥地域安全活動の強化

⑦学校運営への参加

[平成20年度実績]

- ・企業内での家庭教育研修の開催 3回
- ・「子ども参観日」の開催 3回
- ・企業の従業員研修の場などを活用して、従業員を対象とした「職場で学ぶ家庭教育講座」を開催した。

[平成20年度実績]

- ・職場で学ぶ家庭教育講座の開催 4企業9講座

<目標となる指標の達成状況>

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
子育て支援企業登録制度に登録している中小企業数	155企業	1,133企業	1,100企業	労働雇用課調べ（全県合計には、県外本社で事業所が県内の2件が含まれる）
次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む中小企業数	123企業	306企業	400企業	岐阜労働局調べ

○現状と課題

- ・平成20年度に各種企業団体や振興局等を通じ、企業向けに制度の周知・広報を積極的に行ったこと、また子育て支援企業登録制度への登録企業に対し、県の建設工事入札参加資格審査に係る主観点数における加点を実施したことにより、平成19年度末の258企業から大幅に増加し、目標値を達成した。
- ・一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む中小企業数も順調に推移している。
- ・平成20年度末から順次登録期限が到来し、更新手続を要する企業が増加しているため、それら企業の登録継続も課題となってくる。

○21年度以降の対応方針

- ・既に一般事業主行動計画を策定済みの中小企業のうち、県の制度に未登録の企業に対し、岐阜労働局と連携しながら登録に向けて働きかけを行う。
- ・次世代育成対策推進法の改正に伴い、平成23年4月1日以降、101人以上300人以下の企業に対しても計画の届出、公表、従業員への周知が義務づけられることから、企業に対して各種会議等さまざまな機会を捉えて、計画策定及び登録を働きかけていく。

②多様な働き方の実現に向けた取組の促進

<施策の概要>

- ・長時間労働の縮減に向けて、企業や市町村に対して「早く家庭に帰る日（8のつく日）」の普及を図る。
- ・多様な働き方が可能となる環境づくりとして、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度の導入促進を企業に働きかける。
- ・男女共に子育てがしやすい環境づくりとして、就業規則に育児休業制度や子の看護休暇など労働時間の縮減措置を盛り込むよう企業に働きかける。

<主な施策の実施状況>

<ul style="list-style-type: none"> ・「早く家庭に帰る日（8の日）」の実施企業拡大のため、県内の経済5団体に協力を依頼し、会報誌への掲載、総会での会員企業へのチラシ配布等を実施した。 ・（社）岐阜県経済同友会と県、県教育委員会の三者で「早く家庭に帰る日（8の日）」の実施について、連携・協力していくこととした。 ・仕事と家庭の両立が実現できる社会の実現のため、企業等を対象にしたセミナーの開催等を通じて、働きやすい職場環境づくりについて啓発を行った。
<p>[セミナー開催の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよい人事労務管理セミナー <ul style="list-style-type: none"> 日 時：H20. 8. 8 場 所：高山市（飛騨世界生活文化センター） 参加者：85人 内 容：未来工業（株）取締役相談役山田昭男氏による講演等 ・ワーク・ライフ・バランスシンポジウム <ul style="list-style-type: none"> 日 時：H20. 10. 24 場 所：岐阜市（岐阜都ホテル） 参加者：180人 内 容：（株）ワーク・ライフバランス代表取締役小室淑恵氏による講演等

<目標となる指標の達成状況>

指 標 名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
「早く家庭に帰る日」を実施している企業等数（いわゆるノー残業デーを含む）	86企業等	441企業等 (企業409 市町村31・県1)	700企業等	少子化対策課調べ
長時間にわたる時間外労働を行っている男性（有配偶者）の割合	16.9% (H17)	16.9% (※)	15.0%	総務省「国勢調査」
育児休業制度の就業規則等への整備率	76.7% (H18)	79.4%	100%	労働雇用課「岐阜県労働条件等実態調査」
子の看護休暇制度の就業規則等への整備率	57.5% (H18)	69.2%	100%	労働雇用課「岐阜県労働条件等実態調査」
短時間勤務制度の導入率	40.2% (H18)	44.6%	60.0%	労働雇用課「岐阜県労働条件等実態調査」
年次有給休暇消化率（従業員1人あたり）	51.8% (H18)	41.5%	65.0%	労働雇用課「岐阜県労働条件等実態調査」
育児休業の取得率（男性）	2.8% (H18)	0.6%	5.0%	労働雇用課「岐阜県労働条件等実態調査」
育児休業の取得率（女性）	71.7% (H18)	86.5%	75.0%	労働雇用課「岐阜県労働条件等実態調査」
子の看護休暇制度の利用がある事業所の割合	1.7% (H18)	3.1%	10.0%	労働雇用課「岐阜県労働条件等実態調査」

※統計上の制約により、基準値とH20年度末の状況が同数値となっている。

○現状と課題

- ・「早く家庭に帰る日（8の日）」の実施企業数は順調に推移しているものの、さらに普及を図っていく必要がある。
- ・労働者の就労環境の向上に当たっては、国の労働法制の充実や事業主の理解と対応によるところが大きいことから、今後とも国に対する制度改善要望や企業等への一層の意識啓発を行っていく必要がある。

○21年度以降の対応方針

- ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正が行われ、「子育て期間中の働き方の見直し」として、3歳までの子を養育する労働者に対し短時間勤務制度を設けることの義務化、3歳までの子を養育する労働者の請求による所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充などが盛り込まれているため、企業に対して法改正内容の周知を図るとともに実施を働きかけていく。
- ・「早く家庭に帰る日（8の日）」の実施について、引き続き経済団体を通じてさらなる取組みへの協力を要請していく。
- ・仕事と家庭の両立が実現できる社会の実現のため、年次有給休暇や育児・介護休業に関する制度改善について国へ提案・要望を行っていく。
- ・企業等を対象にしたセミナーの開催等を通じて、働きやすい職場環境づくりを進めていく。

〔セミナー開催の状況〕

- ・労務管理セミナー「仕事と生活の調和をめざして」（平成21年8月実施予定）
- ・よりよい人事労務管理セミナー（平成21年11月 岐阜市にて実施予定）
- ・子育てにおける父親の役割やその楽しさ等を学ぶ「お父さん頑張って講座（仮称）」の開催を企業に呼びかけ、希望する企業に講師を派遣し、企業内で男性従業員を対象に講座を開催する。また、父親力を養う「父子手帳」を作成し、同講座のテキストとして利用するとともに、母子手帳配布時等に同時配布するなどして、広く父親の育児参加を促進する。
- ・「岐阜県子育て支援施設等緊急整備事業費補助金」により、公共性・公益性の高い病院、社会福祉施設、大学等の事業所内への保育施設の整備を支援し、女性が働きながら安心して子育てをすることができる環境の整備を図っていく。

③女性の再就職支援

<施策の概要>

- ・一旦出産等で離職した職員を再雇用する制度の導入を企業に働きかける。
- ・育児が一段落した女性の再就職をサポートするために、企業が求める人材ニーズに対応した研修などを実施する。

<主な施策の実施状況>

- ・（財）21世紀職業財団と共催で、再就職を目指す女性を対象にした「Re・Beワークセミナー」を開催し、再就職の心構えや必要な知識の習得等について、講演等を行った。（計4回、参加者延べ人数143人）
- ・育児が一段落した女性やフリーター等を対象に、経済産業省の事業を活用して、ものづくり企業へ就職するために必要なスキルを習得する研修（「ものづくり人材学び直し育成事業」）を実施した。
 - ・日程 第1回 平成20年9月5日～19日の10日間

第2回 平成21年2月6日～20日の10日間

- ・主催 (財)産業経済振興センター
 - ・場所 岐阜経済大学
 - ・カリキュラム ものづくりの基礎知識から製図の基礎、CADの基本操作等
 - ・受講者 各20名(受講申込者数 205名)
- ・岐阜県の「男女共同参画プラザ」において、女性のチャレンジ支援を含む男女共同参画に関する総合的な相談窓口を設置するとともに、総合的な情報を収集し、発信した。
- 〔相談実績〕 一般電話相談 1,523件(うち仕事関係151件)
専門面接相談 123件(うち仕事関係 23件)

<目標となる指標の達成状況>

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
育児・介護による退職者の再雇用制度の導入率	33.4% (H18)	44.1%	60.0%	労働雇用課「岐阜県労働条件等実態調査」

○現状と課題

- ・労働者の就労環境の向上に当たっては、国の労働法制の充実や事業主の理解と対応に寄るところも大きいことから、今後とも国に対する制度改善要望や企業等への一層の意識啓発を行っていく必要がある。

○21年度以降の対応方針

- ・子育てが一段落した女性を対象に、経済産業省の事業を活用して、引き続き「ものづくり人材学び直し育成事業」を、県内大学と連携して実施する。定員40名(予定)
- ・休業中女性等の職場復帰相談等に対応する専門の相談員設置や各種セミナー、巡回特別相談等を実施する。
- ・マーサ21内に「ママさん再就職応援コーナー」を設置し、出産や育児により休業した女性の円滑な再就職を支援するための職場復帰相談、若年勤労者等の職場定着相談などを実施していく。

④若者の就業支援

<施策の概要>

- ・岐阜県人材チャレンジセンターを中心に、若年失業者、フリーター及びニートなどの不安定就労状態が長期化している若者に対して、正社員としての就職を支援する。
- ・企業の求める人材に対応するために、若年者を対象とした職業訓練などを実施する。
- ・就業に関わるキャリア教育を推進するために、産学官連携の岐阜県インターンシップ推進協議会等を活用して、学生等に就業体験の機会を提供し、就労観・職業観の醸成を図る。

<主な施策の実施状況>

- ・ニート・フリーターの数の高止まりや無業・不安定就労状態にある期間の長期化傾向を踏まえ、人材チャレンジセンターにおいて、個別カウンセリングの実施、適切な職業訓練やインターンシップへの誘導、県内企業との効果的なマッチング機会の提供など、よりきめ細かな就職支援を実施した。20年度は、後半に経済・雇用情勢が急激に悪化したことにより、利用者数が大幅に増加するとともに、利用者の就業率も減少した。

〔実績〕

平成18年度新規利用者数8,116人

就業者数4,573人（就業率56.3%）

就業者のうち正社員2,228人（48.7%）

平成19年度新規利用者数6,020人

就業者数3,688人（就業率61.3%）

就業者のうち正社員2,553人（69.2%）

平成20年度新規利用者数7,545人

就業者数3,257人（就業率43.2%）

就業者のうち正社員1,974人（60.6%）

- ・ニート等無業状態にある若者の職業的自立を支援するため、岐阜県若者サポートステーションを設置し、利用者の状況に応じて心理面・精神面も含めたカウンセリングや各種セミナー、就業体験等を実施した。（H20年5月9日開設）

〔実績〕

平成20年度新規利用者数220人、うち進路決定者数56人（就職者44人）

- ・学生・若年者のキャリア教育及び県内企業への就職を促進するため、産学官が連携し、インターンシップを組織的に推進している。H20年度は前年度より多くの参加が得られた。（平成18年4月21日協議会設立）

〔実績〕

平成18年度参加学生数420人、学生受入企業数156社

平成19年度参加学生数518人、学生受入企業数187社

平成20年度参加学生数612人、学生受入企業数196社

- ・育児が一段落した女性やフリーター等を対象に、経済産業省の事業を活用して、ものづくり企業へ就職するために必要なスキルを習得する研修（「ものづくり人材学び直し育成事業」）を実施した。

・日程 第1回 平成20年9月5日～19日の10日間

第2回 平成21年2月6日～20日の10日間

・主催 (財)産業経済振興センター

・場所 岐阜経済大学

・カリキュラム ものづくりの基礎知識から製図の基礎、CADの基本操作等

・受講者 各20名（受講申込者数 205名）

<目標となる指標の達成状況>

指標名	基準値 (H19年)	H20年度末 の状況	目標値 (H23年度末)	指標の出典
人材チャレンジセンター就業決定者数（年）	4,573人 (H18)	3,257人	5,000人	労働雇用課調べ

○現状と課題

- ・平成20年度後半の急激な経済・雇用情勢の悪化に伴い、人材チャレンジセンターの利用者数は増加するとともに、就業決定率（平成19年度末：61.3%→平成20年度末：43.2%）は低下している。このため、利用者への質の高いサービス提供を継続するとともに、県内企業の求人を丁寧に掘り起こしていく必要がある。
- ・非正規労働者を中心に離職を余儀なくされた方が多く、就労支援と合わせて、住宅や生活資金など生活面における支援が必要となっている。

○21年度以降の対応方針

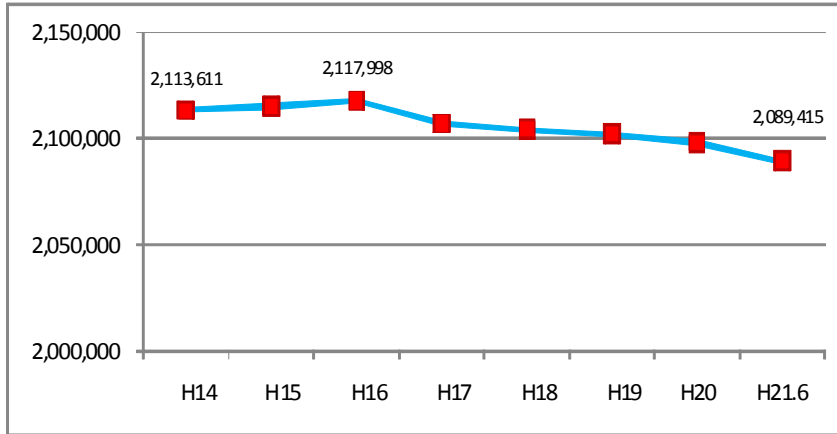
- ・人材チャレンジセンターの拡充
 - ①土曜日の開所（第2、第4土曜日）
 - ②U・Iターン就職促進に向けふるさと適職発見促進員を配置
 - ③ふるさとハローワーク事業の開始（全年齢層に対するワンストップサービス提供体制の確立）
- ・求職者総合支援センター（ジョブライフぎふ）の開設
JR岐阜駅のアクティブG内に「求職者総合支援センター（ジョブライフぎふ）」を開設し、離職によって住居や生活資金など生活基盤の確保が必要な方に対する支援に力点を置き、生活相談から職業紹介まで総合的に対応していく。

【参考資料】

実態がどう変わったか注視し施策の効果の検証につなげる指標の近年の動向

指標 1 : 人口

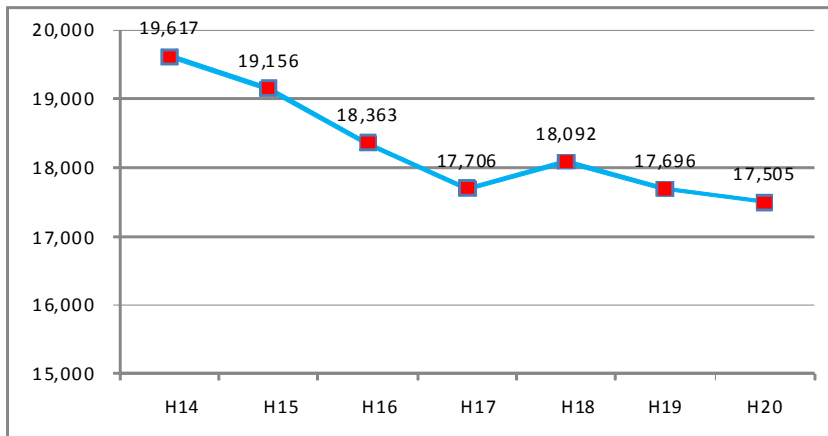
人口（岐阜県）の推移（人）



【出典】岐阜県「人口動態統計調査」

指標 2 : 出生数（日本人）

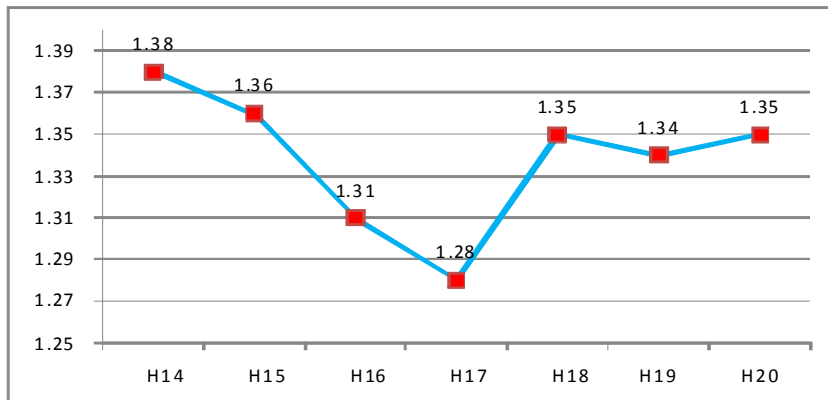
出生数（日本人・岐阜県）の推移（人）



【出典】厚生労働省「人口動態統計」

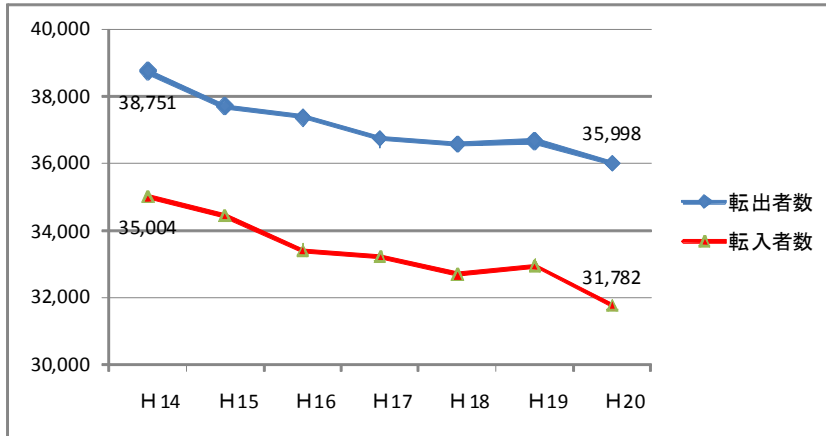
指標 3 : 合計特殊出生率

合計特殊出生率（岐阜県）の推移（%）



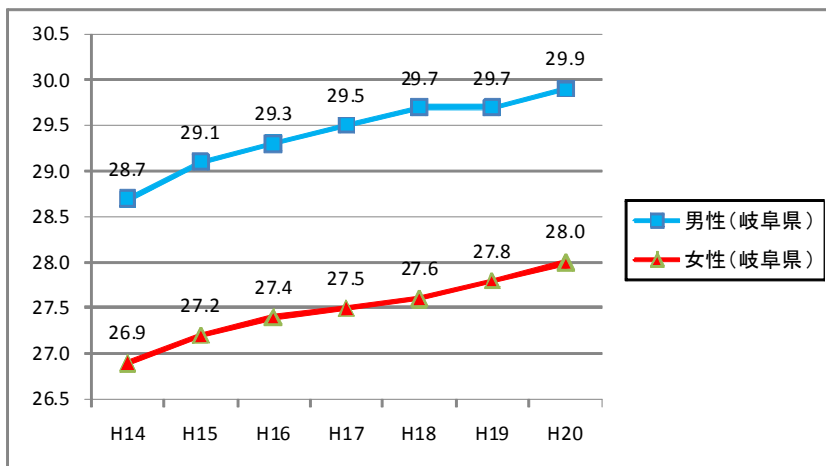
【出典】厚生労働省「人口動態統計」

指標 4 : 転出者数 (日本人)、指標 5 : 転入者数 (日本人)
転入・転出者数 (日本人・岐阜県) の推移 (人)



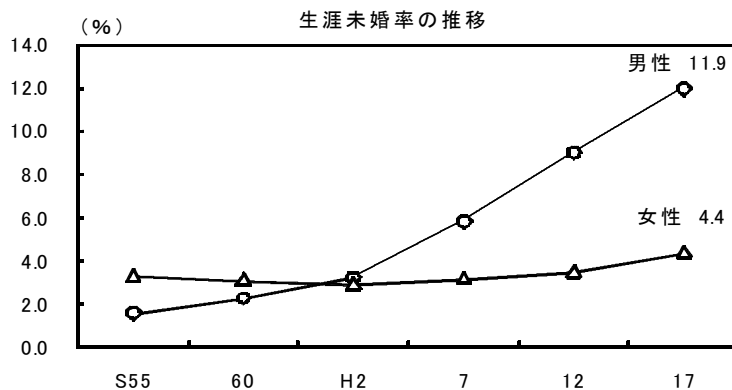
【出典】岐阜県「人口動態統計調査」

指標 6 : 平均初婚年齢 (日本人・男性、女性)
平均初婚年齢 (日本人・岐阜県) の推移 (歳)



【出典】厚生労働省「人口動態統計」

指標 7 : 生涯未婚率
生涯未婚率 (岐阜県) の推移 (%)

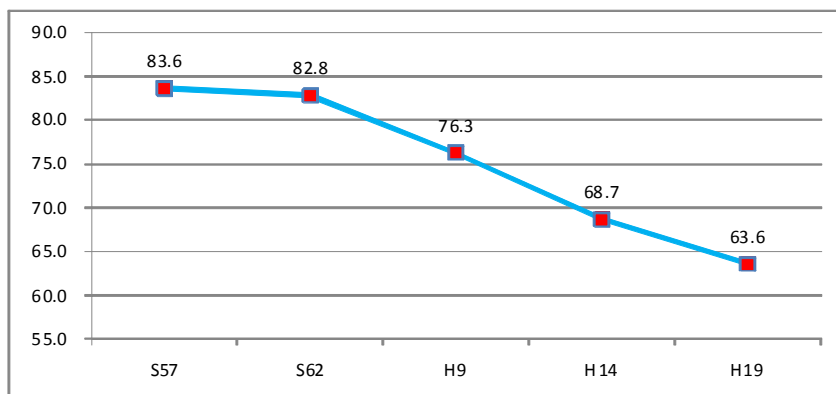


【出典】総務省「国勢調査」

備考：生涯未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率を示す。

指標 8 : 正規就業者割合

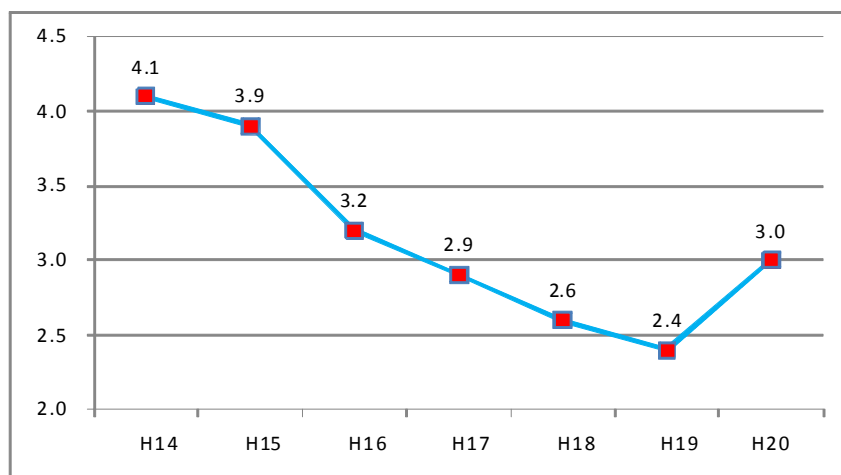
正規就業者割合（岐阜県）の推移（％）



【出典】総務省「就業構造基本調査」

指標 9 : 完全失業率

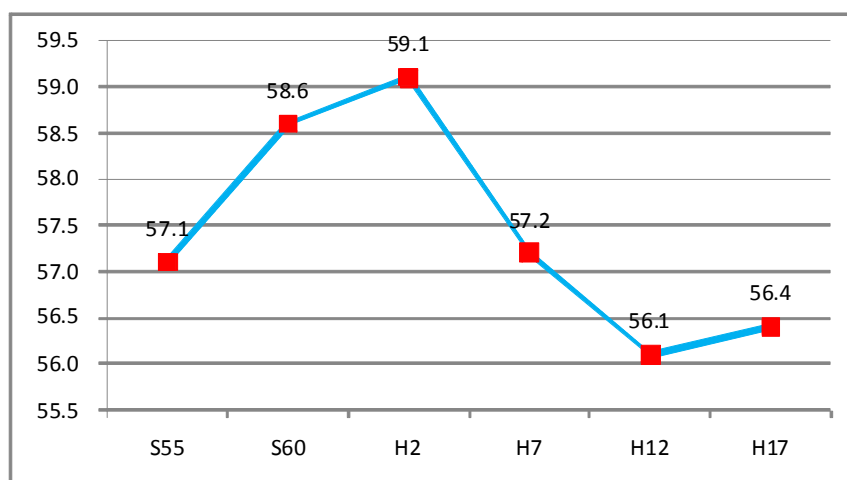
完全失業率（岐阜県）の推移（％）



【出典】総務省「労働力調査」（モデル推計値）

指標 10 : 子どもがいる共働き世帯の割合

子どもがいる共働き世帯の割合（岐阜県）の推移（％）

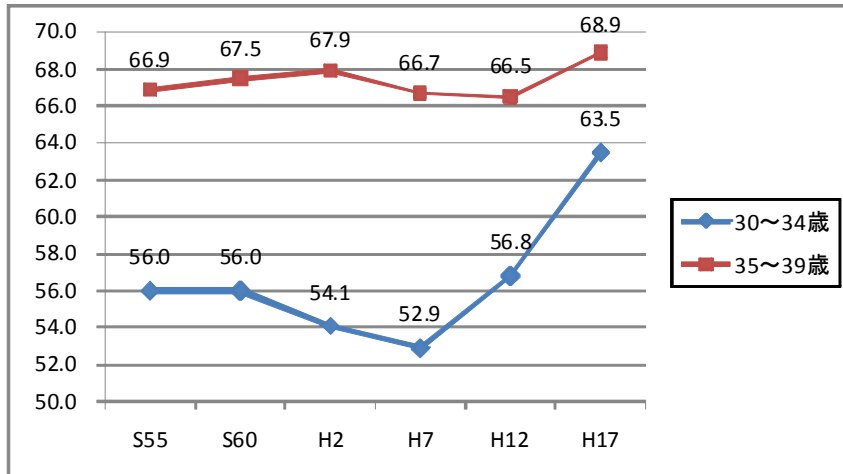


【出典】総務省「国勢調査」

備考：子どもがいる共働き世帯とは、夫婦と子どもがいる世帯のうちの共働き世帯を指す。

指標 1 1 : 女性の労働力率 (30~34歳、35~39歳)

女性の労働力率 (岐阜県) の推移 (%)



【出典】総務省「国勢調査」